

## 期日指定定期預金規定〈非自動継続型〉

### 1. (預入れの最低金額)

期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口100円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

### 2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以降に利息とともに支払います。

- (1) 満期日は、この預金の全部または一部について通帳（証書表面）記載の据置期間満了日（預入日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 前項による満期日の指定がない場合は、通帳（証書）記載の最長預入期限を満期日とします。ただし、あらかじめ依頼のある場合には、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金します。
- (3) 前1項により定められた満期日から1か月经過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとして、指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合  
通帳（証書表面）記載の「2年未満」の利率
  - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合  
通帳（証書表面）記載の「2年以上」の利率
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、その預金とともに支払います。
- (3) この預金を各種定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%

- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
  - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日改定)